

# 資 料 編

## 「用語の解説」

### -- ア行 --

#### オオクチバス

北米原産のスズキ目サンフィッシュ科の淡水魚で、大正年間に日本に移入され、1960年代後半以降日本での分布域を急速に広げている。一般的には、コクチバスと合わせて「ブラックバス」と称される。

#### オオクチバス等防除実施計画

地方公共団体による特定外来生物の防除は、外来生物法に基づき防除計画を策定した上で国の確認を受けることができる。また、確認を受けた場合には、特定外来生物の飼養等（特に保管、運搬）の禁止を当該防除について適用除外とされている。防除の内容は、漁具による捕獲、リリース禁止措置、生息状況調査や環境改善対策等である。

### -- カ行 --

#### 外来生物法

正式名称「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としている。特定外来生物とは、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止される。

#### キャッチ&リリース

釣り上げた魚を再び釣り上げた水域へ放流すること。

#### ごみの散乱防止に関する条例

空き缶、空きびん、食品容器その他のごみの投捨てによる散乱を防止することにより美観の保持および琵琶湖その他の水域の水質保全に努め、快適でさわやかな県土をつくり上げることを目的に平成4年7月に施行している。県民等のごみの散乱防止に関する意識の向上を図るため、「ごみのポイ捨て公開取締り」を実施している。

### -- タ行 --

#### 2サイクルエンジン

船舶に使用されるガソリンエンジンは、水中に排気ガスを排出し、その燃料行程により2サイクルと4サイクルに区分される。このうち従来型の2サイクルエンジンは、4サイクルエンジンや直噴型の環境対策型2サイクルエンジンと比較して、排気ガスに未燃焼のガソリンが多く含まれるため、水質への影響がより大きい。

### -- 八行 --

#### 琵琶湖等水上安全条例

正式名称「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」。琵琶湖や瀬田川における水上交通の安全を確保し、水上交通の支障の防止、水上事故の防止を図ることを目的に、昭和31年4月に施行された。琵琶湖での船舶の航法や航行の制限について規定している。

#### 琵琶湖水上オートバイ安全講習

平成16年3月に「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」の一部改正が行われ、水上オートバイを操船しようとするものは、講習を受けなければならないと規定されている。(平成17年1月1日施行)

#### 琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例

正式名称「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」。ヨシ群落が持つ水鳥や魚の生息場所としての機能、湖岸浸食の防止機能、湖辺の水質の保全機能などに着目するとともに、湖国独特の景観を保全するため平成4年7月施行。一定の範囲を保全地域や保護地区に指定し、開発行為や動力船の航行を制限している。

#### 琵琶湖ルール

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を制定し、平成15年4月から琵琶湖でのレジャーの新しいルールとして、琵琶湖を訪れる皆さんにより浸透しやすいように、「合い言葉」として広報活動に際し使用している。琵琶湖ルールでは、大きく4つのルールを定めており、プレジャーボートの航行規制、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、外来魚(ブルーギル、ブラックバス)のリリース禁止、地域の取組への支援となっている。

#### びわこルールひろめよう券

平成18年度は、平成17年度まで発行した「ノーリリースありがとう券」を発展的に解消し、「びわこルールひろめよう券」を発行した。この「びわこルールひろめよう券」は、プレジャーボートの航行規制の遵守、2サイクルエンジンの使用禁止、外来魚のノーリリース、ゴミの持ち帰り等といった「琵琶湖ルール」を広め、さらに定着化を図ることとしている。なお、「ノーリリースありがとう券」と同様に、琵琶湖などで釣り上げたブルーギル、ブラックバスをリリースせずに引換所に持ち込んでいただいた場合に、重量に応じて交付する地域通貨券を発行し、協力店舗で商品やサービスに交換できる。

#### プレジャーボートの係留保管に関する条例

琵琶湖をはじめとする公共の水域等における経済活動の円滑化や利用者の安全を確保し、周辺住民の良好な生活環境を保全するとともに、あわせてレジャー活動の健全な発展に資することを目的にしている。プレジャーボートの所有者に、係留保管場所の確保と県内の公共の水域等の係留保管場所としての使用禁止を義務付けている。

#### ブルーギル

北米原産のスズキ目サンフィッシュ科の淡水魚で、1960年代後半以降ブラックバスと同様日本での分布域を急速に広げている。

#### プレジャーボート

レジャーに用いられる船舶。琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例では、エンジンを主な推進機関とする、一定以上の大きさのプレジャーボートを条例の対象と規定している。

-- マ行 --

#### マザーレイク21計画

琵琶湖を21世紀における湖沼保全のモデルとすべく水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等幅広い施策を、長期的な視野のもと適正な土地利用を基本として総合的・計画的に推進するための計画。

#### マナーアップキャンペーン

毎年、琵琶湖でレジャーをされる方々や県民の皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」によるプレジャーボートの航行規制などの「琵琶湖ルール」の遵守や、ゴミの持ち帰り、湖岸施設の適正利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるため、広報啓発活動として実施している。

-- ワ行 --

#### ワーム

ミミズ等の形をしたソフトプラスチック製の疑似餌。

## 「琵琶湖レジャー利用の適正化に関する取組の経過」

平成 5 年	7 月	水上安全条例の改正により水泳場付近の航行禁止を規定
平成 7 年	3 月	琵琶湖水面利用計画「水上オートバイ編(マナーズブック)」作成
平成 8 年	10 月	水上安全条例の改正により「水上オートバイ安全講習」を義務化
平成 12 年	11 月	県庁内関係課で構成する庁内検討会議を設置
平成 13 年	3 月	琵琶湖利用の適正化に向けた具体的取組方針について(案)の報告
	5 月	庁内関係課により「琵琶湖適正利用対策検討チーム」を設置
	7 月	第 1 回「琵琶湖適正利用懇話会」
	7 月	マナーアップキャンペーン
	8 月	「琵琶湖適正利用懇話会」現地視察
	8 月	マナーアップキャンペーン
	9 月	第 1 回公聴会の開催(大津、彦根、今津)
	10 月	第 2 回「琵琶湖適正利用懇話会」
	11 月	「琵琶湖適正利用懇話会」第 1 回企画部会、第 1 回湖面对策部会、 第 1 回水質小委員会、第 1 回湖岸・沿岸集落域対策部会
	12 月	第 2 回公聴会の開催(大津、米原)
	12 月	「琵琶湖適正利用懇話会」第 2 回企画部会、第 2 回湖面对策部会、 第 2 回水質小委員会、第 2 回湖岸・沿岸集落域対策部会
	12 月	第 3 回「琵琶湖適正利用懇話会」
平成 14 年	1 月	「琵琶湖適正利用懇話会」第 3 回企画部会、第 3 回湖面对策部会、 第 3 回湖岸・沿岸集落域対策部会
	2 月	第 4 回「琵琶湖適正利用懇話会」
	3 月	「琵琶湖適正化利用懇話会」会長、部会長会議
	3 月	「琵琶湖におけるレジャー利用のあり方(提言)」の提出
	4 月	マナーアップキャンペーン
	5 月	適正利用検討対策チームに地域振興局等を拡充、企画部会の設置
	6 月	条例要綱案公表、県民政策コメントの実施(6/19~7/18)
	6 月	関係事業者への条例要綱案説明会開催
	7 月	マナーアップキャンペーン
	9 月	琵琶湖のレジャー利用を考える～意見を聴く会(大阪9/5)
		琵琶湖のレジャー利用を考える～シンポジウム(東京9/6)
	9 月	県民政策コメント制度に基づく意見・情報に対する県の考え方の公表
	9 月	9 月県議会定例会に条例案を提案
	10 月	9 月県議会定例会において全会一致で可決成立
	10 月	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例公布(10/22)
	11 月	県、市町村による「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」設置、 県関係機関による「琵琶湖レジャー適正化推進会議」(適正利用検討対策チームを発展改組)設置
	12 月	第 1 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成 15 年	1 月	第 2 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	2 月	第 3 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3 月	キャッチ ザ ギル&バス フェスタ in びわ湖 釣り大会(琵琶湖一円)
		シンポジウム「新しい琵琶湖の釣りルール自然と釣りを考える」を開催
	3 月	第 4 回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	4 月	条例施行記念行事「琵琶湖への誓いの集い」
	4 月	航行規制水域指定

	4月	琵琶湖レジャー利用監視員委嘱(66人)
	4月	外来魚回収ボックス、回収いけす設置
	4月	琵琶湖レジャー利用監視員会議
	4月	琵琶湖ルール啓発キャンペーン
	4月	プレジャーボート取締訓練(県・警察本部)
	5月	第5回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	6月	(仮称)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(案)県民政策コメントの実施(6/18~7/17)
	7月	琵琶湖ルール啓発キャンペーン
	8月	琵琶湖レジャー利用適正化審議会現地調査(大津市柳が崎、南湖一円)
	9月	「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画~琵琶湖ルールの定着を目指して~」公表
平成16年	10月	第6回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	2月	第7回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	3月	琵琶湖ルール啓発キャンペーン
	3月	外来魚回収ボックス、回収いけす設置の増設
	3月	第8回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	5月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7月	第9回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	7月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	10月	琵琶湖の釣りルールマナーアップキャンペーン
	10月	第10回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成17年	10月	滋賀の生物多様性を考えるフォーラムの開催
	3月	第11回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	4月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	7月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	8月	第12回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	9月	第13回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	10月	第14回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	10月	第15回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	10月	琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
	11月	第16回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
平成18年	12月	第17回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	12月	「琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進に向けた今後のあり方について」答申
	12月	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱(案)に係る県民政策コメントの実施(12/15~1/16)
	2月	県民政策コメントに基づき「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とこれらに対する滋賀県の考え方および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱案の修正についてを公表
	2月	県議会に「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例案」を提案
	3月	「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決成立
	5月	第18回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	6月	第19回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
	7月	リリース禁止の適用水域の範囲の拡大、プレジャーボートの航行規制水域の拡大

- 7月 琵琶湖ルールマナーアップキャンペーン
- 7月 「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」合同取締現地視察（大津市南小松）
- 9月 第20回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
- 9月 第21回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
- 10月 「レジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定、レジャー利用の適正化に関する地域協定」施行
- 10月 琵琶湖ルールマナーアップキャンペーンおよび外来魚ノーリリース釣り大会
- 10月 第22回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
- 11月 第23回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」
- 12月 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について」答申
- 平成19年 1月 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）に係る県民政策コメントの実施（1/26～2/26）
- 3月 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）（案）に対して提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方および琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）公表
- 第24回「琵琶湖レジャー利用適正化審議会」

# 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

## 沿革

平成 16 年 10 月 25 日 条例第 38 号（一部改正）

平成 18 年 3 月 30 日 条例第 12 号（一部改正）

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策（第 6 条 - 第 11 条）

第 3 章 プレジャーボートの航行に関する規制等（第 12 条 - 第 17 条の 3）

第 4 章 外来魚の再放流の禁止等（第 18 条・第 19 条）

第 4 章の 2 レジャー利用の適正化に関する地域協定（第 19 条の 2）

第 5 章 環境配慮製品の開発および普及（第 20 条 - 第 22 条）

第 6 章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会（第 23 条・第 24 条）

第 7 章 雑則（第 25 条）

第 8 章 罰則（第 26 条）

## 付則

世界屈指の歴史的な存在であり、類のない固有の生態系を有する琵琶湖は、時に厳しくも穏やかに私たちをはぐくんできた。

この琵琶湖が私たちに与えた恵沢は、豊かな水とそれによりもたらされる水産資源や農産物といった日々の糧にとどまらず、歴史とともに伝え継がれた独自の文化や幼少期の原風景などの形成にも深くかかわるものであった。

白砂に戯れ、水鳥とともに生い茂るヨシの水辺を散策し、時には舟でさざ波に揺られることで、琵琶湖の懐に包まれた私たちの心は優しく癒され、新たな活力が浸み入るように満ち広がった。

私たちは、琵琶湖と接することで、日々の束縛から解放され、その恵みを誰もが等しく享受できることを切なる願いとしつつも、なお今日的な課題があることを認識している。

これまでの私たちの営みの中には、琵琶湖固有の生態系にとって必ずしもよい影響を与えないものもあったことを私たちは学んだ。このことは、琵琶湖の保全のための取組をより一層進めつつ、教訓として将来に伝えていく必要がある。

しかるに、近年、琵琶湖におけるレジャー活動はその形態が多様化し、訪れる人が増えるとともに、その活動が、私たちの大切な財産である琵琶湖の水質に負荷を与え、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしており、また琵琶湖固有の生態系の保全という普遍の価値観も、人々の個々様々な活動が行われる中で、損なわれようとしている。

私たちは、琵琶湖を訪れる多くの人々が、その雄大な自然に触れ、琵琶湖の価値を共有することを心から望むとともに、これらの人々に私たちの得た教訓を伝え、一人ひとりが、その活動において、自然の長い営みにより培われた生態系に人が与える影響の重大さや琵琶湖の自然環境とその畔に暮らす人々の生活に対してできる限り負荷がかからないものであるべきことを深く認識し、自らの行動に移していくことが重要であると考えている。

私たちは、このような行動の社会への広がりや定着を一層促進するとともに、琵琶湖においてレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための施策を総合的に展開していくことが極めて重要であると認識するに至った。

私たちは、琵琶湖におけるこの取組が自然と共生する滋賀らしさの象徴となるとの揺るがぬ想いの下、未来からの、そして世界からの大切なあずかりものである琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継ぐことを決意し、ここに滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の状況にかんがみ、その負荷の低減を図るために必要な琵琶湖のレジャー利用の適正化に関し、県、レジャー利用者および事業者の責務を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項を定め、プレジャーボートの航行に関する規制その他の必要な措置を講ずること等により、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図り、もって琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 琵琶湖 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定に基づき一級河川に指定された琵琶湖、淀川(瀬田川洗堰から上流の区域に限る。)および西之湖ならびに規則で定める内湖をいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境に加えらるる影響であって、これらの環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) レジャー活動 レクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう。

(4) レジャー利用者 琵琶湖においてレジャー活動を行う者をいう。

(5) プレジャーボート 水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関としての内燃機関(以下「機関」という。)を備える船舶(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第2項に規定する船舶を除く。)のうち、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。

ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船

イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)の規定による船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 国または地方公共団体が所有する船舶

エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

(6) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

### (県の責務)

第3条 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関し、市町との連携を図るとともに、市町が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策について必要な調整および協力を行うものとする。

### (レジャー利用者の責務)

第4条 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 レジャー利用者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

### (関係事業者の責務)

第5条 琵琶湖におけるレジャー活動に関する事業を営む者(以下「関係事業者」という。)は、その事業を行うに当たっては、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、レジャー利用者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 関係事業者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 レジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策

### (基本計画の策定)

第6条 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、レジャー利用者および関係事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報、啓発等)

第7条 県は、レジャー利用者および関係事業者の琵琶湖の自然環境およびその周辺的生活環境の保全についての理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動の促進)

第8条 県は、県民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体が行う琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進のための活動および琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るための活動を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(公共的施設の整備)

第9条 県は、琵琶湖における環境への負荷の少ないレジャー活動の推進および琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な公共的施設を整備するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。

(琵琶湖レジャー利用監視員の設置)

第11条 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な指導および啓発活動を行わせるため、琵琶湖レジャー利用監視員を置くものとする。

### 第3章 プレジャーボートの航行に関する規制等

(プレジャーボートの航行を規制する水域)

第12条 知事は、次に掲げる水域を、プレジャーボートの航行を規制する水域(以下「航行規制水域」という。)として指定することができる。

(1) 住居が集合している地域、病院、学校または保養施設の存する地域その他の騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域に隣接し、または近接する琵琶湖の水域のうち、当該地域の生活環境を保全するためプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止する必要があると認められる水域

(2) 水鳥の営巣地その他のプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止することにより水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる琵琶湖の水域

2 前項の規定による航行規制水域の指定(同項第1号に掲げる水域に係る指定に限る。)は、河川法第6条第1項に規定する河川区域の境界から生活環境を保全するため必要な限度において規則で定める距離を超えてしてはならない。

3 知事は、航行規制水域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町の長および滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、航行規制水域を指定するときは、その旨および区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しななければならない。

5 航行規制水域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 前3項の規定は、航行規制水域の変更または廃止について準用する。

(プレジャーボートの航行の禁止)

第13条 プレジャーボートの操船者は、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させてはならない。ただし、次の各号(前条第1項第2号に係る航行規制水域における航行にあっては、第1号を除く。)のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する移動のためにプレジャーボートを航行させる場合であって、当該移動に当たり最短となる経路をできる限り騒音を減ずるための措置を講じて航行させ

るとき。

ア 航行規制水域に接する琵琶湖岸と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の停留（機関を停止して行う停留に限る。以下この号において「停留」という。）をする場所との間の移動

イ 航行規制水域内の停留をする場所と当該航行規制水域外の水域または当該航行規制水域内の他の停留をする場所との間の移動

(2) 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボートを航行させる場合

(3) 国または地方公共団体の業務を行うためプレジャーボートを航行させる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の必要その他やむを得ない事由があるものとして規則で定める場合

（停止命令）

第14条 知事は、前条の規定に違反して、航行規制水域においてプレジャーボートを航行させている操船者に対して、当該違反行為の停止を命ずることができる。

（2サイクルの原動機の使用禁止）

第15条 プレジャーボートの操船者は、2サイクルの原動機（規則で定める方式の2サイクルの原動機を除く。）を推進機関（補助的な推進機関を除く。）として備えるプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

（改造を加えたプレジャーボートの航行の禁止）

第16条 プレジャーボートの操船者は、消音器の除去、消音器の騒音低減機構の除去その他の騒音を防止する機能に著しい支障を及ぼす改造で規則で定めるものを加えたプレジャーボートを琵琶湖において航行させてはならない。

（プレジャーボートの操船者等の遵守事項）

第17条 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸においてプレジャーボートの機関の回転数をみだりに増加させ著しく他人に迷惑を及ぼすこととなるような騒音を生じさせてはならない。

2 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖岸付近においてプレジャーボートを航行させるときは、当該プレジャーボートの航行により発生する騒音によって他のレジャー利用者等に著しく迷惑を及ぼすことがないように、速力を減ずる等必要な措置を講じなければならない。

3 プレジャーボートの操船者は、琵琶湖においてプレジャーボートを航行させるときは、水道取水施設、えりその他の工作物への衝突等に伴う琵琶湖への燃料の流出を防止するため、当該工作物との間に安全な距離を保ち航行する等必要な措置を講じなければならない。

4 プレジャーボートに給油を行う者は、琵琶湖への燃料の流出を防止するため、適切な方法による給油の実施その他必要な措置を講じなければならない。

（勧告）

第17条の2 知事は、前3条の規定に違反している者に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

（プレジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定）

第17条の3 知事は、琵琶湖におけるプレジャーボートの航行に伴う環境への負荷の低減を図るため、県内においてプレジャーボートの保管を業とする者とプレジャーボートの利用の適正化の推進に関する協定（以下この条において「協定」という。）を締結することができる。

2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 協定の対象となる施設の名称および所在地

(2) 協定の対象となる施設を管理する者または利用する者が行うプレジャーボートの航行に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

(3) 協定の有効期間に関する事項

(4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項

(5) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、協定を締結し、または変更したときは、その内容を公表するものとする。

#### 第4章 外来魚の再放流の禁止等

(外来魚の再放流の禁止)

第18条 レジャー活動として魚類を採捕する者は、外来魚(ブルーギル、オオクチバスその他の規則で定める魚類をいう。)を採捕したときは、これを琵琶湖その他の水域に放流してはならない。

(水鳥の生息地への配慮)

第19条 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、水鳥の営巣地その他の水鳥の生息地の保全に配慮するよう努めなければならない。

#### 第4章の2 レジャー利用の適正化に関する地域協定

(レジャー利用の適正化に関する地域協定)

第19条の2 地域住民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、その地域における琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する協定(以下この条において「地域協定」という。)を締結し、これを知事に提出して、当該地域協定が適当である旨の認定を受けることができる。

2 地域協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域協定の目的および対象となる地域
- (2) 琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境の保全を図るための措置
- (3) 地域協定の有効期間に関する事項
- (4) 地域協定の変更または廃止の手続に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その地域協定が琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に資するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、その認定に係る地域協定の対象となる地域の存する市町の長の意見を聴かななければならない。

5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該認定に係る地域協定を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、地域住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された地域協定について知事に意見書を提出することができる。

7 第1項の認定を受けたものは、その認定に係る地域協定を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

8 第3項から第6項までの規定は、前項の規定による地域協定の変更について準用する。

9 知事は、第1項または第7項の認定を受けた地域協定の実施に関し、必要な指導、助言その他の支援を行うものとする。

10 知事は、第1項または第7項の認定をしたときは、その認定に係る地域協定の内容を公表するものとする。

#### 第5章 環境配慮製品の開発および普及

(環境配慮製品の開発等)

第20条 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の製造を行う事業者は、当該製品が水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮したものとなるようその開発および製造に努めなければならない。

2 琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品の販売を行う事業者は、その販売を行うに当たっては、水質の保全、騒音の防止その他の環境の保全に配慮した製品(以下「環境配慮製品」という。)に関する情報の提供その他の環境配慮製品の普及のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境配慮製品の使用)

第21条 レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配

慮製品を使用するよう努めなければならない。

(環境配慮製品の使用の促進)

第 22 条 県は、レジャー利用者による環境配慮製品の使用を促進するため、環境配慮製品の開発、製造および販売の状況等に関し必要な調査を行い、環境配慮製品に関する情報および琵琶湖におけるレジャー活動において使用される製品に係る環境への負荷に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、第 20 条第 1 項または第 2 項に規定する事業者に対し、環境配慮製品の開発、製造および販売の状況等に関し報告を求めることができる。

## 第 6 章 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

(滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の設置)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第 6 条第 4 項および第 12 条第 3 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 7 章 雑則

(規則への委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 8 章 罰則

(罰則)

第 26 条 第 14 条の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章および第 6 章の規定ならびに付則第 3 項中滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 28 年滋賀県条例第 10 号)第 1 条第 39 号の 4 の次に 1 号を加える改正規定は平成 14 年 12 月 1 日から、第 15 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 15 条の規定の施行の際現に 2 サイクルの原動機(規則で定める方式の 2 サイクルの原動機を除く。)を推進機関(補助的な推進機関を除く。)として備えるプレジャーボートを所有する者が平成 20 年 3 月 31 日までの間に当該プレジャーボートを琵琶湖において航行させる場合には、同条の規定は、適用しない。

3 前項に規定するプレジャーボートであって第 17 条の 3 第 1 項の規定により締結された協定の対象となる施設において保管されているもののうち、その航行に伴う環境への負荷の低減を図るための措置が講じられるものとして規則で定める基準に適合する旨の知事

の認定を受けたものを所有する者が当該プレジャーボートを琵琶湖において航行させる場合の前項の規定の適用については、同項中「平成 20 年 3 月 31 日」とあるのは、「平成 23 年 3 月 31 日」とする。

4 知事は、前項の認定を受けたプレジャーボートが同項に規定する規則で定める基準に適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

付 則 （平成 16 年条例第 38 号）抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成 16 年規則第 66 号で平成 17 年 1 月 1 日から施行〕

付 則 （平成 18 年条例第 12 号）

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の次に 2 条を加える改正規定（第 17 条の 2 に係る部分に限る。）は公布の日から、第 12 条、第 13 条ただし書および第 18 条の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。

付帯決議

【平成 14 年条例第 52 号関係】

議第 118 号に対する付帯決議（平成 14 年 10 月 16 日）

知事は、この条例の施行後 3 年を目途に、この間に得られた科学的知見、琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境への負荷を更に低減するための新たな方策の有無等を踏まえ、必要な見直し等の措置を講じるものとする。

また、基本計画の策定にあたっては、議会での審議の内容を十分に考慮に入れたものとする。

【平成 18 年条例第 12 号関係】

議第 30 号に対する付帯決議（平成 18 年 3 月 23 日）

1．知事、公安委員会および警察本部長は、一部の水域において特に水上オートバイによる迷惑行為が横行している状況にかんがみ、相互に連携を図り、それぞれの権限に応じて、この条例および河川管理、水上安全等の関係する規制の遵守徹底を図るとともに、監視取締体制を強化し、違反者に対しては厳正に対処すること。

2．知事は、平成 22 年度までを目途として、この条例の施行の状況および水上オートバイによる迷惑行為の状況を踏まえ、必要な見直し等の措置を講ずること。